

平成 17 年度 PRTR 法の届出について

大阪大学環境安全研究管理センター

PRTRの集計は今回で5年目となる。今回も昨年同様、大阪大学薬品管理支援システム(OCCS)で仮集計を行い、取扱量が多かった9物質について各部局に問い合わせ集計を行った。集計の結果、報告の義務の生じた物質は、豊中キャンパスでは平成16年度同様クロロホルム、ジクロロメタン、トルエンの3物質であった。一方、吹田キャンパスでは、平成16年度のアセトニトリル、エチレンオキシド、クロロホルム、ジクロロメタンの4物質に、トルエンが加わり5物質となった。

届出物質の排出量・移動量は表1に示した。平成16年度の排出・移動量と比較すると、大きな変化は見られない。医療器材の滅菌に用いられるエチレンオキシドは、ほとんどが大気へ排出されている。これ以外は、8割以上がキャンパス外への移動(主に有機廃液としての移動)になっている。下水道への移動は、吹田では毎月、豊中では3ヶ月に1回行われている下水道への放流口での測定値から、計算により算出している。平成17年度はほとんど検出限界以下の値(検出限界以下の場合には、その1/2の値を用いることが決められている)であった。

表1. 届出物質とその排出量・移動量(kg)

化学物質の名称 と政令番号		豊中キャンパス			吹田キャンパス				
		クロロホルム 95	ジクロロメタン 145	トルエン 227	アセトニトリル 12	エチレンオキシド 42	クロロホルム 95	ジクロロメタン 145	トルエン 227
排 出 量	イ. 大気への排出	130	140	39	20	1,000	480	420	52
	ロ. 公共用水域への 排出	0	0	0	0	0	0	0	0
	ハ. 土壌への排出 (二以外)	0	0	0	0	0	0	0	0
	ニ. キャンパスにお ける埋立処分	0	0	0	0	0	0	0	0
移 動 量	イ. 下水道への移動	1.7	2.9	1.6	140	0	6.3	9.1	5.9
	ロ. キャンパス外へ の移動(イ以外)	2,000	1,300	1,500	2,300	1	5,400	4,900	960

PRTR法の目的は、事業者が化学物質をどれだけ排出したかを把握し、その量を公表することにより、事業者の自主管理の改善を促し、環境汚染を未然に防ぐことにある。今後は、排出量を削減し、地域の環境リスクを減らすために、各実験室レベルでの改善が必要になってくる。

平成18年度分についても、OCCSでの仮集計を実施した後に、取扱量の多い物質について、平成19年4月頃に調査を依頼する予定であるため、OCCSの適正な運用をよろしくお願いいたします。